河川、水流及び水面の整備、利用、保全その他の管理並びに水資源の開発又は利用のための施設の整備及び管理に関する事務であって、指定区間内の一級河川に係る次に掲げるもの

一　河川法第十二条第一項の規定により河川の台帳を調製し、これを保管する事務

二　河川法施行令第二条第一項第三号に規定する水利使用（以下「特定水利使用」という。）に関する事務

三　河川法施行令第二条第一項第七号に規定する事務

四　河川法施行令第三十二条第三号に規定する事務

五　河川法第五十二条及び第五十三条第三項に規定する事務

六　河川法施行令第四十五条第四号から第六号までに規定する処分に係る河川法第七十九条第一項に規定する事務

七　前各号に係る河川法第七十八条第一項に規定する事務

八　水防に関する事務であって、水防法第四十七条第一項及び第四十八条に規定するもの

九　流域における治水及び水利に関する施策の調査及び調整その他当該施策の推進に関する事務

を

一　河川、水流及び水面の整備、利用、保全その他の管理並びに水資源の開発又は利用のための施設の整備及び管理に関する事務であって、指定区間内の一級河川に係る次に掲げるもの

イ　河川法第十二条第一項の規定により河川の台帳を調製し、これを保管する事務

ロ　河川法施行令第二条第一項第三号に規定する水利使用（以下「特定水利使用」という。）に関する事務

ハ　河川法施行令第二条第一項第七号に規定する事務

ニ　河川法施行令第三十二条第三号に規定する事務

ホ　河川法第五十二条及び第五十三条第三項に規定する事務

ヘ　河川法施行令第四十五条第四号から第六号までに規定する処分に係る河川法第七十九条第一項に規定する事務

ト　イからヘまでに係る河川法第七十八条第一項に規定する事務

二　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による緊急調査の実施に関する事務

に、

河川、水流及び水面の整備、利用、保全その他の管理並びに水資源の開発又は利用のための施設の整備及び管理に関する事務であって、二級河川に係る次に掲げるもの

一　河川法第七十九条第二項の規定による河川整備基本方針の策定に係る同意に関する事務

二　河川法第七十九条第二項の規定による特定水利使用に関する処分に係る同意に関する事務

三　前号に掲げるもののほか、第七十九条第二項の規定する事務

を

河川、水流及び水面の整備、利用、保全その他の管理並びに水資源の開発又は利用のための施設の整備及び管理に関する事務であって、一級河川に係る次に掲げるもの

一　河川法第十二条第一項の規定により河川の台帳を調製し、これを保管する事務

二　河川法施行令第二条第一項第三号に規定する水利使用（以下「特定水利使用」という。）に関する事務

三　河川法施行令第二条第一項第七号に規定する事務

四　河川法施行令第三十二条第三号に規定する事務

五　河川法第五十二条及び第五十三条第三項に規定する事務

六　河川法施行令第四十五条第四号から第六号までに規定する処分に係る河川法第七十九条第一項に規定する事務

七　前各号に係る河川法第七十八条第一項に規定する事務

八　水防に関する事務であって、水防法第四十七条第一項及び第四十八条に規定するもの

九　流域における治水及び水利に関する施策の調査及び調整その他当該施策の推進に関する事務

を

一　河川、水流及び水面の整備、利用、保全その他の管理並びに水資源の開発又は利用のための施設の整備及び管理に関する事務であって、指定区間内の一級河川に係る次に掲げるもの

イ　河川法第十二条第一項の規定により河川の台帳を調製し、これを保管する事務

ロ　河川法施行令第二条第一項第三号に規定する水利使用（以下「特定水利使用」という。）に関する事務

ハ　河川法施行令第二条第一項第七号に規定する事務

ニ　河川法施行令第三十二条第三号に規定する事務

ホ　河川法第五十二条及び第五十三条第三項に規定する事務

ヘ　河川法施行令第四十五条第四号から第六号までに規定する処分に係る河川法第七十九条第一項に規定する事務

ト　イからヘまでに係る河川法第七十八条第一項に規定する事務

二　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による緊急調査の実施に関する事務

に、

富士川水系に属する河川の流域のうち、静岡県内の区域（上欄第二号に掲げるものを除く。）

を

富士川水系に属する河川の流域のうち、静岡県内の区域

を

富士川水系に属する河川の流域のうち、静岡県内の区域（上欄第二号に掲げるものを除く。）

に改める。

別表第一区域の欄中「飯田市山本三千六百四十三番一」を「飯田市山本三千七百六十二番二」に改め、「同市上村百三十八番十四まで」の下に「及び同市南信濃八重河内千三十七番三から同市南信濃八重河内九百二番八まで」を加える。

別表第一地方道路公社が行う有料道路に関する事業に関する事務の項を削る。

別表第四東北地方整備局の項山形河川国道事務所の項中「長井ダム工事事務所及び」を削る。

別表第四東北地方整備局の項長井ダム工事事務所の項を削る。

別表第四東北地方整備局の項最上川ダム統合管理事務所の項中「置賜白川白川ダム」の下に「、置賜野川長井ダム」を加える。

別表第四関東地方整備局の項常陸河川国道事務所の項東関東自動車道水戸線の項を削る。

別表第四関東地方整備局の項常総国道事務所の項中

一般国道六号	改築工事

を

一般国道六号	改築工事
東関東自動車道水戸線	新設、改築及び修繕工事、維持その他の管理

に改める。

別表第四関東地方整備局の項渡良瀬川河川事務所の項中「栃木県下都賀郡藤岡町大字上町七百四十四番地先」を「栃木市藤岡町字山合五千八百八十三番地先」に改める。

別表第四中部地方整備局の項木曽川上流河川事務所の項中「のうち、横山ダム工事事務所の管轄区域を除く区間」を削る。

別表第四中部地方整備局の項横山ダム工事事務所の項を削る。

別表第四中国地方整備局の項出雲河川事務所の項中「（境水道、中海、大橋川及び宍道湖を含み、斐伊川・神戸川総合開発工事事務所の管轄区域を除く。）及び神戸川（斐伊川・神戸川総合開発工事事務所の管轄区域を除く。）」を削る。

別表第四中国地方整備局の項斐伊川・神戸川総合開発工事事務所の項を削る。

別表第四四国地方整備局の項松山河川国道事務所の項一般国道四百四十号の項を削る。

別表第四四国地方整備局の項中村河川国道事務所の項一般国道四百四十号の項を削る。

別表第五中部地方整備局の項中「田原市」の下に「、みよし市」を加え、「、西加茂郡、」を「及び」に改め、「及び宝飯郡」を削り、同表中国地方整備局の項中「宇部港湾事務所」を「宇部港湾・空港整備事務所」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第八条及び第八十九条の改正規定並びに別表第一の改正規定（「飯田市山本三千六百四十三番一」を「飯田市山本三千七百六十二番二」に改め、「同市上村百三十八番十四まで」の下に「及び同市南信濃八重河内千三十七番三から同市南信濃八重河内九百二番八まで」を加える部分及び地方道路公社が行う有料道路に関する事業に関する事務の項を削る部分を除く。）は、平成二十三年五月一日から施行する。